

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

○条例

小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市政策監の設置等に関する
条例の一部を改正する条例

小田原市職員の給与に関する条例及び小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する
条例の一部を改正する条例

○規則

小田原市公共施設予約システムに関する規則の一部を改正する規則

小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 4 3 号

小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和 6 3 年小田原市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 180」を「100 分の 175」に改める。

第 2 条 小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 175」を「100 分の 177.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市政策監の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 4 4 号

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市政策監の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和 3 7 年小田原市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 3 第 2 項中「1 0 0 分の 1 6 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 5 7 . 5」に改める。

第 2 条 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条の 3 第 2 項中「1 0 0 分の 1 5 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 0」に改める。

(小田原市政策監の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 小田原市政策監の設置等に関する条例（令和 2 年小田原市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 6 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 5 7 . 5」に改める。

第 4 条 小田原市政策監の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 5 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 0」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市職員の給与に関する条例及び小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 4 5 号

小田原市職員の給与に関する条例及び小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(小田原市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 小田原市職員の給与に関する条例（昭和 3 7 年小田原市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 2 項及び第 3 項中「1 0 0 分の 1 3 0」を「1 0 0 分の 1 2 5」に改める。

第 2 条 小田原市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 2 項及び第 3 項中「1 0 0 分の 1 2 5」を「1 0 0 分の 1 2 7. 5」に改める。

(小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 3 条 小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 1 7 年小田原市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 3 0」を「1 0 0 分の 1 2 5」に、「1 0 0 分の 1 7 0」を「1 0 0 分の 1 6 5」に改める。

第 4 条 小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 5」を「1 0 0 分の 1 2 7. 5」に、「1 0 0 分の 1 6 5」を「1 0 0 分の 1 6 7. 5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市公共施設予約システムに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 6 6 号

小田原市公共施設予約システムに関する規則の一部を改正する規則

小田原市公共施設予約システムに関する規則（平成 1 7 年小田原市規則第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 個人又は団体が最後に使用等をした日から 6 年を経過した場合

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。